



鳥取県公報

平成15年3月31日(月)

号外第38号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則(32)(経済政策課).....	2
	鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(33)(産業開発課).....	3
	鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(34)(労働雇用課).....	5
	鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則(35)().....	6

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者又は中小企業団体(据置期間中の者を除く。)で、中小企業信用保険法の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの(知事が別に定める要件に該当する者に限る。)の当該資金の貸付期間を、鳥取県中小企業設備資金にあっては5年間、鳥取県中小企業経営健全化資金にあっては3年間を限度として延長することができる特例の期限を、平成16年3月31日(現行 平成15年3月31日)とすることとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県産業技術センターの設備に係る使用料に新たに次の使用料を加えることとした。(別表関係)

区 分		単 位	金 額
1 分析機械	赤外分光光度計(顕微機能を使用する場合)	1時間につき	580円
	微生物同定システム	1時間につき	1,900円
2 試験機械	恒温恒湿機	1時間につき	190円
	レトルト試験機	1時間につき	1,830円
	高密度実装電子回路設計支援装置	1時間につき	1,300円
	高精細静止画評価装置	1時間につき	750円
3 測定機械	温度キャリブレーションシステム	1時間につき	710円
	圧力キャリブレーションシステム	1時間につき	60円
	高精度輪郭形状測定機	1時間につき	330円
	メルトインデクサー	1時間につき	130円
4 加工機械	カッティングプリンタ	1時間につき	1,500円

- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 訓練手当の支給対象者に北朝鮮当局によって拉致された被害者等のうち一定の要件を満たすものを加えることとした。(第3条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則

- 1 自動車整備科の訓練生定員を50人(現行 45人)とすることとした。(第2条関係)
- 2 鳥取県立米子高等技術専門学校の総合建設科及びキャドシステム科を廃止し、建築システム科(訓練生定員30人、訓練期間2年)を新設することとした。(第2条関係)
- 3 鳥取県立米子高等技術専門学校の短期課程に造園エクステリア科(訓練生定員15人、訓練期間1年)を新設することとした。(第2条関係)
- 4 入校願書に公共職業訓練受講歴の欄を設ける等の改正を行うこととした。(様式第1号関係)
- 5 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第32号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正)

第1条 鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和39年鳥取県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>8 平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者(据置期間中の者を除く。)で、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額(営業収益の額から営業費用の額を控除した額をいう。)が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの(知事が別に定</p>	<p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>8 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者(据置期間中の者を除く。)で、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額(営業収益の額から営業費用の額を控除した額をいう。)が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの(知事が別に定</p>

める要件に該当する者に限る。)の当該資金の貸付期間を、5年間(附則第2項から第6項までの規定により償還を猶予された者又は前項の規定により貸付期間を延長された者にあつては、5年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間)を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る別表第2の規定の適用については、同表中「12年」とあるのは、「17年」とする。

める要件に該当する者に限る。)の当該資金の貸付期間を、5年間(附則第2項から第6項までの規定により償還を猶予された者又は前項の規定により貸付期間を延長された者にあつては、5年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間)を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る別表第2の規定の適用については、同表中「12年」とあるのは、「17年」とする。

(鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正)

第2条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和41年鳥取県規則第10号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者等(据置期間中の者を除く。)で、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額(営業収益の額から営業費用の額を控除した額をいう。)が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの(知事が別に定める要件に該当する者に限る。)の当該資金の貸付期間を、3年間(附則第3項若しくは第4項の規定により償還を猶予された者又は前項の規定により貸付期間を延長された者にあつては、3年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間)を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る第5条第3号の規定の適用については、同号中「7年」とあるのは、「10年」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者等(据置期間中の者を除く。)で、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近3月の売上高若しくは営業利益の額(営業収益の額から営業費用の額を控除した額をいう。)が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの(知事が別に定める要件に該当する者に限る。)の当該資金の貸付期間を、3年間(附則第3項若しくは第4項の規定により償還を猶予された者又は前項の規定により貸付期間を延長された者にあつては、3年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間)を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る第5条第3号の規定の適用については、同号中「7年」とあるのは、「10年」とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第33号

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前					
別表（第17条関係）				別表（第17条関係）					
区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額		
1 分析機械	略			1 分析機械	略				
	赤外分光光度計	顕微機能を使用する場合	1時間につき		580円	赤外分光光度計	1時間につき	290円	
		顕微機能を使用しない場合	1時間につき	290円					
	略			略					
糖分析装置		1時間につき	950円	糖分析装置		1時間につき	950円		
微生物同定システム		1時間につき	1,900円						
2 試験機械	略			2 試験機械	略				
	水平振動試験装置		1時間につき		280円	水平振動試験装置		1時間につき	280円
	恒温恒湿機		1時間につき		190円				
	レトルト試験機		1時間につき		1,830円				
	高密度実装電子回路設計支援装置		1時間につき		1,300円				
	高精細静止画評価装置		1時間につき		750円				
3 測定機械	略			3 測定機械	略				
	ビッカース硬度計		1時間につき		150円	ビッカース硬度計		1時間につき	150円
	温度キャリブレーションシステム		1時間につき		710円				
	圧力キャリブレーションシステム		1時間につき		60円				
	高精度輪郭形状測定機		1時間につき		330円				
	メルトインデクサー		1時間につき		130円				
4 加工機械	略			4 加工機械	略				
	卓上型万能高速カッター・ミキサー		1時間につき		200円	卓上型万能高速カッター・ミキサー		1時間につき	200円
	カッティングプリンタ		1時間につき		1,500円				
備考 略				備考 略					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第34号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（訓練手当の支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者</u>であって、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたもの</p> <p>（9）及び（10） 略</p> <p>（11） <u>北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等</u>であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して5年を経過していないもの及び帰国した同法第2条第1項に規定する被害者であってその同項に規定する被害者の配偶者等が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>（12） 略</p> <p>（13） 略</p> <p>（14） 略</p> <p>（15） 略</p> <p>（16） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（訓練手当の支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） <u>障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第1条に規定する障害者</u>であって、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたもの</p> <p>（9）及び（10） 略</p> <p>（11） 略</p> <p>（12） 略</p> <p>（13） 略</p> <p>（14） 略</p> <p>（15） 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第35号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後						改 正 前					
（職業訓練の種類等）						（職業訓練の種類等）					
第 2 条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						第 2 条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
専門校 の名称	職業訓練 の種類	訓練課程	訓練科	訓練生 定員	訓練期 間	専門校 の名称	職業訓練 の種類	訓練課程	訓練科	訓練生 定員	訓練期 間
鳥取県 立米子 高等技 術専門 校	普通職 業訓練	普通課 程	自動車整備科	50人	2年	鳥取県 立米子 高等技 術専門 校	普通職 業訓練	普通課 程	自動車整備科	45人	2年
			建築システム科	30人	2年				総合建設科	20人	1年
			デザイン科	20人	1年				キャドシステム 科	20人	1年
			O A 事務科	20人	1年				デザイン科	20人	1年
		短期課 程	造園エクステリ ア科	15人	1年				O A 事務科	20人	1年
2 略						2 略					

第 2 条 鳥取県立高等技術専門校規則の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

入 校 願 書

				受付番号		
本人	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日 (満 歳)	写真はり付け欄 出願前3月以内に 撮影した脱帽正面 上半身のもの 縦4センチメー トル 横3センチメ ートル	
	現 住 所	県	都市	町村		番地
	電 話 番 号			性別		
保護者	氏 名					
	現 住 所	県	都市	町村		番地
本人の最終学歴	該当するものに をしてください。 中学 高校 短大 専修学校等 高専 大学 (年 月 卒業 ・ 卒業見込 ・ 中退)					
本人の職歴	勤務先	所在地	職務内容	勤務期間		
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
志望科	第1志望			第2志望		
志望の動機						
公共職業 訓練受講 歴	機関名	訓練科名	訓練期間			
			年 月から	年 月まで		
			年 月から	年 月まで		
私は、貴校に入校したいので、出願します。 年 月 日 本人氏名 ㊟ 保護者氏名 ㊟ 職 氏名 様						

- (注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 2 印の箇所は、本人が未成年者である場合に限り記入すること。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

